

第17回 食品表示連絡会議

食品表示制度をめぐる情勢

消費者庁

令和6年10月22日

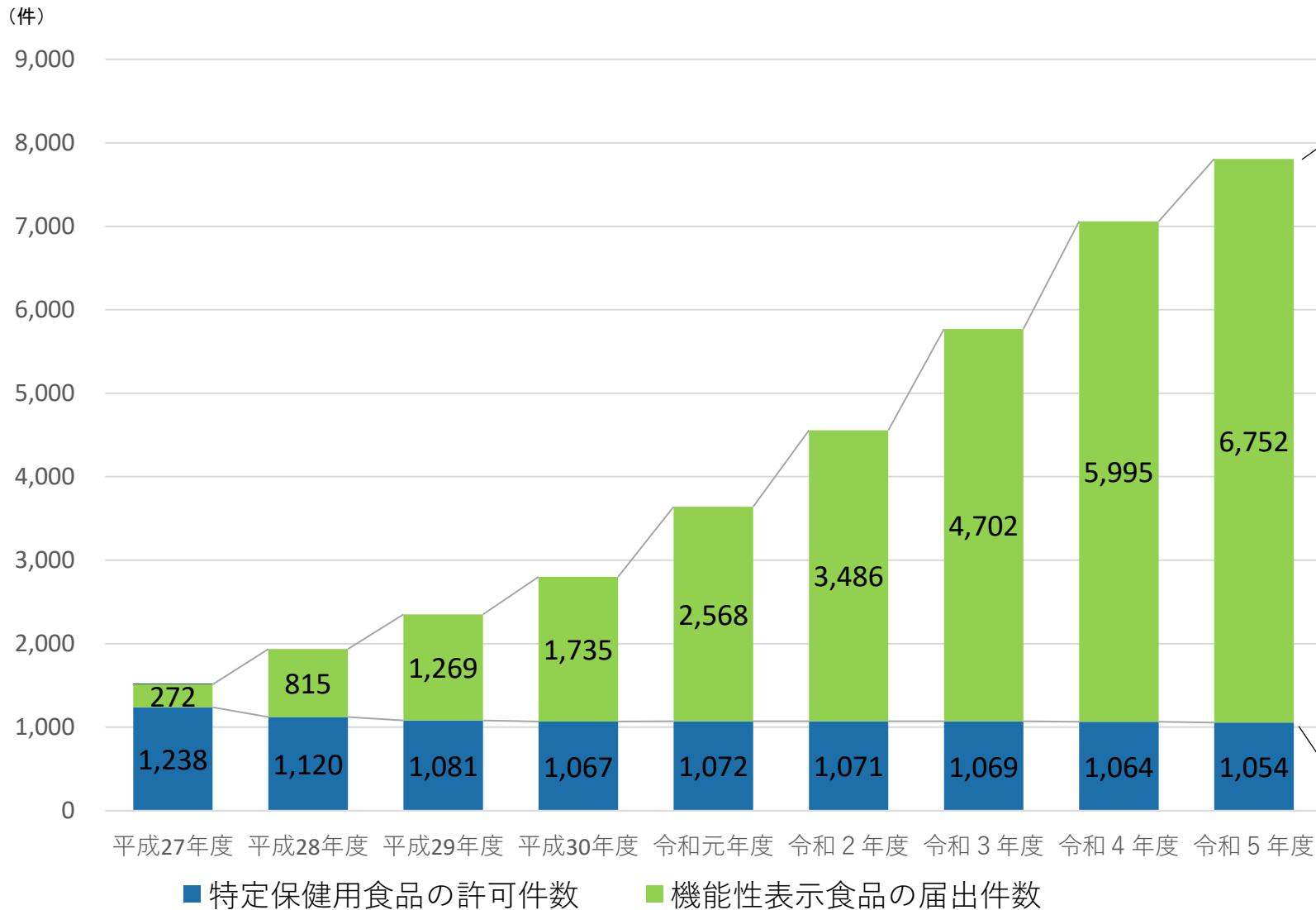
1. 機能性表示食品の今後

いわゆる「健康食品」と「保健機能食品」の関係

いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては法律上の定義がないが、医薬品以外で経口的に摂取される「健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品」のことをいう。「保健機能食品」である特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品も、この広義の「健康食品」に含まれる。

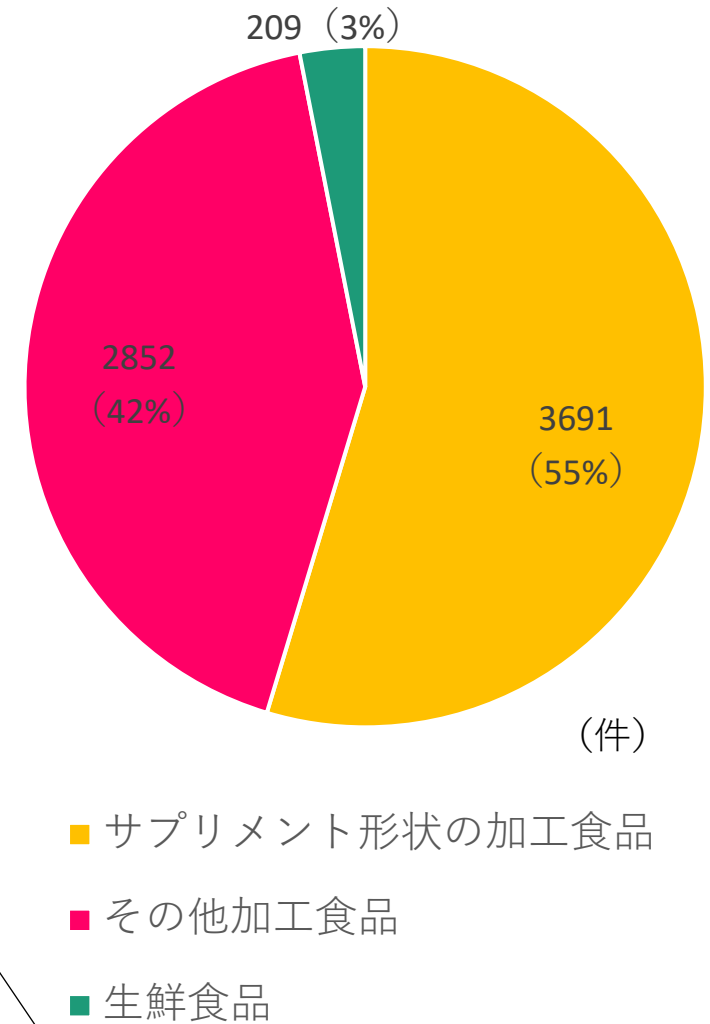


特定保健用食品と機能性表示食品の件数推移



※数値は各年度末時点における許可・届出件数(累積数。失効・撤回を除く。)

機能性表示食品の
食品形態別公表件数



紅麹関連製品による健康被害を踏まえた対応

- 小林製薬株式会社が機能性表示食品として届け出た、紅麹を原料とするサプリメント製品を摂取した消費者において、健康被害が発生。

<本事案における対応状況>

- ・ 3月29日：

第一回紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合（官房長官・内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）・厚生労働大臣・農林水産大臣）が開催され、官房長官から今後の対応につき指示。

- ・ 4月19日～5月23日：

機能性表示食品を巡る検討会を開催。

- ・ 5月27日：

機能性表示食品を巡る検討会報告書を取りまとめ。

- ・ 5月31日：

第二回紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合が開催され、機能性表示食品制度等に関する今後の対応について、とりまとめ。

小林製薬による紅麹関連製品の使用中止のお願い

現在、小林製薬が製造・販売する、紅麹を含むいわゆる健康食品（写真）の回収等が進められています。

これらの製品を購入した方は、直ちに喫食を中止してください。また、身体に異常がある場合のみならず、明らかな異常がない場合でも、当該製品の喫食歴から何らかの不安等がある場合でも、医療機関を受診するか最寄りの保健所にご相談ください。

なお、機能性表示食品を利用する場合には、以下のポイントに十分に配慮するようお願いいたします。

~~~~~機能性表示食品の利用のポイント~~~~~

1. まずは、ご自身の食生活をふりかえってみましょう。
  - ✓ 食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。
2. たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。過剰な摂取が健康に害を及ぼす場合もあります。
  - ✓ パッケージに表示してある注意喚起事項をよく確認して、摂取するようにしましょう。
  - ✓ パッケージには、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取する上での注意事項が表示されていますので、よく読みましょう。
3. 体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止しましょう。
  - ✓ 体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。
  - ✓ パッケージには、事業者の連絡先として、電話番号が表示されていますので、商品による健康被害が発生した場合は連絡してください。

**【関連リンク】**  
（機能性表示食品）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/)  
（健康被害情報）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/daietto/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/daietto/index.html)

写真はいずれも消費者庁リコール情報サイトより



# 紅麹関連製品による健康被害を踏まえた対応

紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応については、令和6年5月31日の紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合において、下記の事項がとりまとめられた。

## I 今回の事案を踏まえた当面の対応

- ①食品衛生法上の措置の対象となる製品の特定
- ②健康被害の原因の究明
- ③今回の事案を受けた機能性表示食品制度の今後の在り方の検討
- ④その他の取組

## II 今回の事案を踏まえた今後の対応

- 1. 健康被害の情報提供の義務化
- 2. 機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置
- 3. 情報提供のDX化、消費者教育の強化
- 4. 国と地方の役割分担

## III 今回の事案を踏まえた更なる検討課題

# 紅麹関連製品による健康被害を踏まえた対応

## 機能性表示食品制度の見直し内容と施行期日等

|   | 見直し項目                                                 | 施行期日等          |                              | 備考                                                                                                            |
|---|-------------------------------------------------------|----------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 健康被害情報の収集体制                                           | 令和6年9月1日<br>施行 | 即日実施                         | 厚生労働省令（食品衛生法施行規則）の施行期日と合わせる必要                                                                                 |
|   | 医師の診断による健康被害情報の保健所等への提供                               |                |                              |                                                                                                               |
| ② | 天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の届出に関する製造加工等におけるGMP基準の適用      |                | 令和8年9月1日<br>実施               | <ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度組織定員要求や予算要求により消費者庁における立入検査等の体制を整備</li><li>今年度中に自主点検指針を作成</li></ul> |
| ③ | 届出情報の表示方法の見直し                                         |                |                              | 事業者の実行可能性（包材の切り替え等）を考慮                                                                                        |
| ④ | 改正後の届出に関する事項（新規成分に係る届出者の評価を慎重に確認する手続（60日➡120営業日）を含む。） | 令和7年4月1日<br>施行 | 即日実施<br>（PRISMA2020の導入に合わせる） | 運用通知（届出ガイドライン）の内容は可能な限り食品表示基準又は告示に規定することによるもの。                                                                |

※特定保健用食品についても、上記①及び②を許可の要件等とする（運用通知改正）。

## **2. 食品表示懇談会**

# 令和5年度「食品表示懇談会」の取りまとめ

- 消費者基本計画等を踏まえ、分かりやすく、国際整合性も踏まえた食品表示の在り方について、令和5年10月以降、食品表示懇談会において検討を開始。
- 令和5年度の食品表示懇談会では、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような食品表示制度の大枠の議論を行い、以下のとおり方向性がとりまとめられた。

## 食品表示制度見直しに関する提言

### ◎経済財政運営と改革の基本方針2023

(令和5年6月16日閣議決定) (抄)

こども用製品等の事故防止、消費生活相談のサービス向上への体制再構築、食品衛生基準行政の機能強化、悪質商法被害防止のための消費者教育、**食品表示基準の国際基準への整合化を推進する**とともに、食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定する。

### ◎消費者基本計画

(令和2年3月31日閣議決定、令和3年6月15日改定)  
(抄)

「消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書(2019年8月消費者委員会食品表示部会)を踏まえ、消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うことを目的とした調査等を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。」

### ◎消費者基本計画工程表

(令和5年6月13日消費者政策会議決定) (抄)

「食料供給のグローバル化の進展を踏まえ、**合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、国際基準(コーデックス規格)との整合性も踏まえながら、有識者から成る懇談会において順次議論していく。**」

食品表示懇談会の実施

## 令和5年度食品表示懇談会の取りまとめ(概要)

### (1) 諸外国との表示制度の整合性について

大きな方向性としては、我が国の状況や諸外国の「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」への対応状況を踏まえつつ、合わせられるところについては、合わせていく。

### (2) 個別品目ごとの表示ルールについて

横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討。表示基準がその時々的情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認することについて検討。

### (3) 食品表示へのデジタルツールの活用について

容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく。新たに管理すべき情報や、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める。情報の管理方法や情報を伝達する媒体、デジタルを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても議論。

### (4) 改正内容の施行時期について

各改正事項の施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせるなど、実施時期の予見可能性を高めるための方策も含めて議論。

### (5) 食品表示制度の消費者への周知について

食品表示を正しく活用していただけるよう、制度の周知普及を実施。

### (6) 各検討事項の議論の進め方について

各検討事項については、各分野の専門家からなる議論の場(令和6年度からはデジタル活用と個別品目の表示ルールの2分科会)を設け検討。

# 令和5年度食品表示懇談会

## 検討項目

- (1) 食品表示制度に関するこれまでの経緯と現在の情勢
- (2) (1)を踏まえ、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠を議論
- (3) その他

## スケジュール

10月13日（金） 第1回懇談会  
11月24日（金） 第2回懇談会  
1月30日（火） 第3回懇談会  
3月 7日（木） 第4回懇談会  
令和5年度内 中間報告（令和5年度報告）

令和6年度食品表示懇談会については、12月頃開催予定。

## 構成員（令和5年度）

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 阿部 絹子  | 公益社団法人 日本栄養士会 常務理事                   |
| 伊藤 匡美  | 亜細亜大学経営学部 教授                         |
| 大角 亨   | 一般財団法人食品産業センター 専務理事                  |
| 加藤 孝治  | 日本大学大学院総合社会情報研究科 教授                  |
| 北口 善教  | 西本Wismettacホールディングス株式会社<br>シニアマネージャー |
| 佐藤 秀幸  | 一般財団法人日本食品分析センター 審査・認証部副部長           |
| 島崎 真人  | 一般社団法人日本農林規格協会 専務理事                  |
| 脊黒 勝也  | 一般社団法人日本食品添加物協会 専務理事                 |
| 田中 弘之  | 東京家政学院大学人間栄養学部 教授                    |
| 中澤 克典  | 独立行政法人日本貿易振興機構 理事                    |
| 橋本 豊   | 一般社団法人全国スーパーマーケット協会 調査役              |
| 廣田 浩子  | 一般社団法人全国消費者団体連絡会 政策スタッフ              |
| 間處 博子  | 株式会社生活品質科学研究所 代表取締役社長                |
| 森田 満樹  | 一般社団法人Food Communication Compass 代表  |
| 湯川 剛一郎 | 一般社団法人食品表示検定協会 理事長（座長）               |

# 食品表示懇談会の今後の進め方

○表示の改版に伴う事業者の負担に配慮し、各改正事項について十分な経過措置期間を設けるとともに、経過措置終了時期を極力揃える。  
○これにより、食品表示の改正に関する予見可能性を高めつつ、何度も改版しなくてよいようにする。

|                         | 2023(R5)年度            | 2024(R6)年度                                    | 2025(R7)年度～2029(R11)年度 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------|------------------------|
| 食品表示懇談会<br>(国際基準との整合性等) | 食品表示制度の中長期的な大枠についての議論 | 分科会からの提言等を議論                                  | 分科会からの提言等を議論           |
| 分科会①<br>デジタルツールの活用      |                       | 国内でのデジタルツールの活用の大きな方向性について、コーデックスでの議論も見据えながら検討 |                        |
| 分科会②<br>個別品目毎のルール       |                       | ・品目ごとに業界等からの要望を懇談会において聴取<br>・具体的な改正内容の検討      |                        |

各改正事項について  
極力経過措置終了時期を揃える

# 食品表示へのデジタルツール活用検討分科会

## 検討項目

- (1) 容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させる場合の内容について検討
- (2) 新たに管理すべき情報や、その情報の管理方法や提供手段、情報の管理方法や情報を伝達する媒体、デジタルを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても検討

## スケジュール

10月1日 第1回開催。今年度内にあと2～3回開催予定。  
令和7年度以降も引き続き開催。

## 構成員

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| 小川 美香子 | 東京海洋大学 学術研究院<br>食品生産科学部門 准教授               |
| 加藤 孝治  | 日本大学大学院総合社会情報研究科<br>教授（座長）                 |
| 金田 健一  | 株式会社生活品質科学研究所<br>食品・HBC本部 データ管理部長          |
| 工藤 操   | 一般財団法人消費科学センター<br>企画運営委員                   |
| 河野 浩   | 一般財団法人食品産業センター事業推進部<br>次長                  |
| 斉藤 俊二  | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン<br>QC・物流管理本部 QC部総括マネージャー |
| 瀬川 恵寛  | 国分グループ本社株式会社品質管理部<br>副部長                   |
| 早川 敏幸  | 日本生活協同組合連合会品質保証本部<br>安全政策推進室 室長            |

# 個別品目ごとの表示ルール見直し分科会

## 検討項目

- (1) 横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討
- (2) 表示基準がその時々的情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認することについて検討

## スケジュール

5月29日（水） 第1回（調理冷凍食品）

6月18日（火） 第2回（ハム類、ソーセージ、チルドミートボール、チルドハンバーグ、チルドぎょうざ類）

7月22日（月） 第3回（マーガリン、みそ、マーガリン類）

8月28日（水） 第4回（ジャム類、即席めん、マカロニ類）

9月27日（金） 第5回（うに加工品、うにあえもの、塩蔵わかめ、乾燥わかめ）

以降、月一回での開催を予定

（次回の予定）

10月30日（水） 第6回（農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、レトルトパウチ食品、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ）

## 構成員

|        |                                          |
|--------|------------------------------------------|
| 阿部 徹   | 一般財団法人 食品産業センター<br>事業推進部 部長              |
| 小川 美香子 | 東京海洋大学 学術研究院<br>食品生産科学部門 准教授             |
| 澤木 佐重子 | 公益社団法人 全国消費生活相談員協会<br>食の研究会代表            |
| 島崎 真人  | 一般社団法人 日本農林規格協会 専務理事                     |
| 森田 満樹  | 一般社団法人 Food Communication<br>Compass 代表  |
| 森光 康次郎 | 国立大学法人 お茶の水女子大学大学院<br>人間文化創成科学研究科 教授（座長） |

### **3. 食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会**

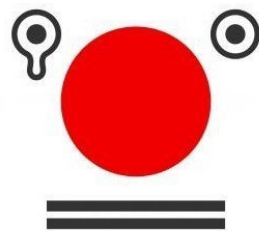
# 食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日食品ロス削減推進会議了承）（抄）

食品ロス削減の観点から、食品の期限表示の見直しについて、以下の施策を推進する。

【食品の期限表示の在り方】

・平成17年に厚生労働省及び農林水産省が策定した「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」について、期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、**有識者から構成される検討会を設け、食品ロス削減の観点から見直す**。その際、**賞味期限が到来した食品で「まだ食べることができる食品」の取扱いについての具体的な検討も行い、食品寄附活動の促進につなげる**。



NO-FOODLOSS PROJECT

## 検討項目

- ガイドライン改正
  - 消費期限と賞味期限の区別
  - 客観的な項目（指標）における代表的な試験
  - ハザードとリスク
  - その他
- その他
  - 賞味期限が到来した食品で「まだ食べることができる食品」の取扱い
  - 食品表示基準Q&Aについて(平成27年3月30日消食表第140号) 改正

## 構成員

五十音順・敬称略

| 氏名     | 所属                                   |
|--------|--------------------------------------|
| 阿部 徹   | 一般財団法人食品産業センター事業推進部 部長               |
| 五十君 静信 | 東京農業大学 食品安全研究センター センター長              |
| 太田 順司  | 一般財団法人日本食品分析センター<br>大阪支所 微生物部 副部長    |
| 岡田 由美子 | 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 第三室 室長          |
| 小林 富雄  | 日本女子大学 家政学部家政経済学科 教授                 |
| 柴田 識人  | 国立医薬品食品衛生研究所 生化学部 部長                 |
| 森田 満樹  | 一般社団法人 Food Communication Compass 代表 |

## スケジュール

2024年5月

第1回検討会（5月27日 第1回開催）

- ・期限表示制度の振り返り
- ・検討の進め方

期限表示の設定に係る実態調査及びヒアリング

第2回検討会以降（10月21日 第2回開催）

- ・実態調査及びヒアリングを踏まえた検討
- ・必要に応じて事業者ヒアリング
- ・ガイドライン案（賞味期限が到来した食品で「まだ食べることができる食品」の取扱いを含む）
- ・「食品表示基準Q&Aについて」改正案

2025年3月

改正「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の公表

## 4. わが国における包装前面栄養表示に関する検討

# 令和5年度「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」の取りまとめ

## 検討項目

分かりやすい栄養成分表示の取組として、我が国における包装前面栄養表示の在り方等について検討を行う。

## スケジュール及び進め方

分かりやすい栄養成分表示の取組等について、令和5年度に3回検討を行い、日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間取りまとめを作成。

- ・第1回 令和5年11月2日
- ・第2回 令和6年1月31日
- ・第3回 令和6年3月12日

## 構成員

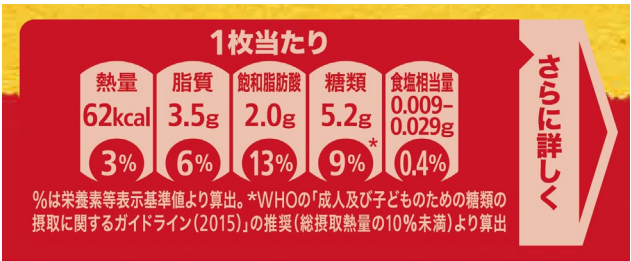
五十音順・敬称略

| 氏名     | 所属                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 阿部 絹子  | (公社)日本栄養士会 常務理事                                          |
| 石見 佳子  | 東京農業大学 総合研究所 教授                                          |
| 坂口 景子  | 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師                                      |
| 竹林 純   | (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所<br>国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部<br>食品分析・表示研究室長 |
| 戸部 依子  | (公社)日本消費生活アドバイザー<br>・コンサルタント・相談員協会                       |
| 中村 伸一郎 | オール日本スーパーマーケット協会 常務理事                                    |
| 森田 満樹  | (一社)Food Communication Compass 代表                        |
| 渡邊 健介  | (一財)食品産業センター 参与                                          |

検討の方向性

- 我が国の栄養課題を解決するために重要な栄養成分等として、日本版FOPNLの対象となり得る栄養成分等は、義務表示に位置付けられている熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムとすること。
- 栄養成分等の量の表示を利活用しやすくするために、対象となる栄養成分の量に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示すること。
- 食品関連事業者の実情を踏まえて自主的な取組を推進するため、任意表示の取組と位置付けた上で、一定のルールが必要であること。

### <食品関連事業者の自主的な取組の表示例>



# 令和6年度 日本版包装前面栄養表示に関する検討会

## 検討項目

分かりやすい栄養成分表示の取組として、令和5年度に引き続き、我が国におけるFOPNLの在り方等について検討を行う。

## スケジュール及び進め方

日本版FOPNLの具体について、2024（令和6）年度中に5回程度検討を行い、日本版FOPNLのガイドライン原案を作成する。

- ・第1回 2024（令和6）年7月24日
- ・第2回 2024（令和6）年8月27日
- ・第3回 2024（令和6）年11月以降
- ・第4回 2025（令和7）年1月以降
- ・第5回 2025（令和7）年2月以降

## 構成員

五十音順・敬称略

| 氏 名    | 所 属                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------|
| 阿部 絹子  | 公益社団法人 日本栄養士会 常務理事                                            |
| 石見 佳子  | 東京農業大学 総合研究所 参与・客員教授                                          |
| 河野 浩   | 一般財団法人 食品産業センター 事業推進部 次長                                      |
| 坂口 景子  | 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師                                           |
| 竹林 純   | 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所<br>国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部<br>食品分析・表示研究室長 |
| 戸部 依子  | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー<br>・コンサルタント・相談員協会                         |
| 中村 伸一郎 | オール日本スーパーマーケット協会 常務理事                                         |
| 森田 満樹  | 一般社団法人 Food Communication Compass 代表                          |

## 検討の方向性

- 令和5年度に開催した「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」において取りまとめた「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性」を基本として、まずは対象外とすべき食品区分の検討及び摂取時の量とのかい離が生じる塩蔵品や茶葉などの取扱いを議論しつつ、日本版包装前面栄養表示の具体（ガイドライン原案、様式案及び食品表示基準における位置付け等）を検討してはどうか。
- その一方で、日本版包装前面栄養表示の導入による健康・栄養政策上の効果等の評価項目、栄養成分表示等の表示義務が課されていない生鮮食品やElectronic Commerceサイトへの展開、デジタル技術の活用の可能性については、日本版包装前面栄養表示の具体を踏まえた上での議論が必要となるため、来年度以降の検討事項としてはどうか。

## 主な論点

- 我が国における包装前面栄養表示は消費者の健康の保持・増進に資する取組であることを前提としつつ、加工食品の製造等を行う食品関連事業者が当該制度を理解し、導入しやすい日本版包装前面栄養表示ガイドライン原案
- 消費者の視認性を高める取組であることを前提としつつ、食品関連事業者がデザインする食品のパッケージとの調和が図れるような日本版包装前面栄養表示の様式案
- 日本版包装前面栄養表示の食品表示基準における位置付け